

宅地建物取引業の免許申請書等一覧表

項	書類の名称	摘 要	新規申請		更新申請	
			法人	個人	法人	個人
1	免許申請書(表紙)					
2	免許申請書(1面)					
3	免許申請書(2面)	役員に関する事項。法人の場合のみ記入する。		×		×
4	免許申請書(3面)	本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)ごとに作成する。				
5	免許申請書(4面)	3面にて専任の宅地建物取引士がすべて記載された場合、省略可。				
6	免許申請書(5面)	大臣免許に係る登録免許税納付書・領収書・収入印紙の貼付欄、知事免許に係る申請手数料の領収印欄。				
7の1 7の2	添付書類(1) 宅地建物取引業経歴書	期間の欄は、法人は決算期に、個人は暦年に期間を合わせる。最終年は納税証明書の期間と一致させること。				
8	添付書類(2) 誓約書	法人は代表者が、個人は申請者本人が誓約する。				
9	添付書類(4) 専任の宅地建物取引士設置証明書	法人は代表者が、個人は申請者本人が証明する。				
10	誓約書(専任の宅地建物取引士)	専任の宅地建物取引士が自署する。				
11の1 11の2	添付書類(6) 相談役及び顧問・株主又は出資者	相談役及び顧問を設置している法人は記入、設置していない場合は「該当なし」を記入する。 100分の5以上の株主(出資者)を記入する。		×		×
12	添付書類(10) 宅建業に従事する者の名簿	宅建業に係る一般管理部門に所属する者や、補助的な事務に従事する者も含む。事務所ごとに作成する。				
13	専任の宅地建物取引士の 宅地建物取引士証の写し	宅地建物取引士証のコピー(顔写真が鮮明なもの)を貼付する。 裏面に住所変更の記載があれば、裏面のコピーも貼付する。				
14	添付書類(3) 略歴書	個人申請者、法人の役員(監査役含む)、政令使用人 最終学歴以降、半年以上期間が空かないようにすべての職歴を記入する。				
15	添付書類(8) 略歴書(専任の宅地建物取引士等)	専任の宅地建物取引士、相談役、顧問(上記役員等と兼任する場合は添付書類(3)を作成) 最終学歴以降、半年以上期間が空かないようにすべての職歴を記入する。				
16	添付書類(9) 代表者等の連絡先に関する調書	添付書類(3)略歴書を作成した者すべて記入				
17	住民票の抄本	本籍欄を省略したもの。社会保障・税番号制度による個人番号(マイナンバー)が記載されたものは使用不可。申請前3か月以内に発行されたもの。	×		×	
18	添付書類(5) 資産に関する調書	個人申請者のみ必要。	×		×	
19	財務諸表	直近1年の貸借対照表及び損益計算書。新設法人は「開始貸借対照表」を添付。		×		×
20	納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税の直近1年分(その1、納税額等証明用)。 新設法人は不要。個人(新規)は源泉徴収票でも可。				
21	法人の登記事項証明書 (商業登記簿謄本)	「履歴事項全部証明書」を取得する。申請前3か月以内に発行されたもの。		×		×
22	添付書類(7) 事務所を使用する権原に関する書面	契約書、家屋の謄本などは添付不要。				
23	事務所所在地略図	事務所所在地を朱印にて明記。事務所の独立性確認のため、他法人と同一の建物及び同一のフロアを共有していたり、住居を使用する場合は、平面図を添付する。				
24	保証協会会員であることの申立書	保証協会入会者は「申立書(公社)全国宅地建物取引業保証協会様式)」	×	×		
25	事務所の写真	【外観写真】建物の全景、事務所の看板 【内観写真】事務所の内部写真、固定電話、宅地建物取引業者票(新規は不要)、報酬額表(新規は不要)				

(注) ①上記一覧中、×印は添付が不要であることを示す。

②各書類のとじ方は上記用紙の項の順序に左側とじとし、正本1部、副本2部の3部を提出する。(副本の1部は、免許後申請者に返還される。)

③大臣免許申請の場合は、返信用封筒(新免許証送付用、角2、送付先を記入し切手を貼付したもの)を持参すること。

申請書にとじないで提出する書類 (個人申請者、法人の役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役、顧問についてそれぞれ必要) 提出部数は各1部。	摘 要	新規申請		更新申請	
		法人	個人	法人	個人
身分証明書(外国籍の方は住民票抄本)	本籍地の市区町村で発行。				
	外国籍の場合は、住民票抄本(通称・国籍・在留カード番号・備考等が省略されていないもの)とする。				
	申請前3か月以内に発行されたもの。				
成年後見登記に関する 「登記されていないことの証明書」	東京法務局及び全国の法務局・地方法務局で発行手続実施。				
	外国人の方は、本名(本国名)で証明申請する。				
	申請前3か月以内に発行されたもの。				
	注) 法務局へは、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」という項目で申請する。				